



高槻市立保育所・認定こども園 時間外保育事業のご案内



高槻市立保育所・認定こども園では、子ども・子育て支援新制度に基づく「時間外保育事業」を実施しています。

1 「時間外保育事業」って何ですか？

時間外保育は、子ども・子育て支援新制度で定められた「認定された保育必要量」（2種類あります）を超えた保育になります。

認定保育必要量	時間外保育の状況	市立保育所・認定こども園の状況
保育標準時間 (11時間)	開所時間(11時間)を超えて保育を必要とする場合	開所時間は「7:30~18:30」で、それを超える場合、19:00までの時間外保育を実施しています。
保育短時間 (8時間)	開所時間内に設定された利用時間(8時間)を超えて保育を必要とする場合	利用時間帯を「8:00~16:00」もしくは「9:00~17:00」の2種類設定しており、それを超える場合、「7:30~19:00までの範囲内」で、30分単位で時間外保育を実施しています。 ※育児継続利用の場合は、「9:00~17:00」で、それを超える場合は、時間外保育となります。

∴ 時間外保育をご利用の場合は、認定された保育必要量に合わせた基本保育料とは別に「時間外保育料」をお支払いただくことになります。

2 時間外保育事業の種類や料金は怎么样了か？

時間外保育事業には「月極利用」と「一時利用」の2種類があります。

月極利用 (料金)	原則、2か月以上継続して時間外保育の必要が見込まれる場合、月額料金でご利用いただけます。 (乳幼児1人につき、30分までごとに2,000円となります)
一時利用 (料金)	上記以外の「一時的、臨時的」利用で、その都度、料金をお支払いただきます。 (乳幼児1人につき、30分までごとに200円となります)

3 時間外保育を申し込みたい場合はどうしたらいいですか？（申し出方法等）

時間外保育事業の種類によって、お申し出方法が異なります。

月極利用	<p>利用開始月の前月20日（園がお休みの場合はその前日）までに別紙「利用申出書」を園に提出してください。（例：4月からの利用の場合、3月20日までに）</p> <p>⇒ 後日、市役所からの利用承諾通知を受けて、ご利用いただけます。なお、料金は基本保育料と同時期にお支払いいただきます。</p>
一時利用	<p>保育園に設置される登降園システムにて打刻された時間が規定の利用時間を越えた際に料金が発生します。（例：標準時間認定の方が18時31分以降に打刻⇒料金発生）</p> <p>⇒ その内容を集計した上で、料金を翌月保育料と一緒に支払いいただきます。</p>

4 こんな場合はどうなりますか？（Q&A）

Q	A	
①	<p>電車の延着や道路の渋滞、駐車場の混雑等があったため、18:30までのお迎えに間に合いませんでした。時間外保育料は払わないといけませんか？</p>	<p>恐れ入りますが、時間外保育料をご負担いただきます。なお、施設には原則送迎用駐車スペースがありません。徒歩、自転車等の利用にご協力下さい。</p>
②	<p>私はフルタイム勤務のため保育標準時間認定でしたが、育児休業を取得するので保育短時間認定に変更となります。標準時間認定時代は30分の月極利用をしていましたが、短時間認定の場合、時間外保育は利用しない（8時間を超えない）見込みです。この場合、月極利用の変更手続は必要ですか？</p>	<p>解除の申し出がない限り、申し出期間中、その内容は継続されますので、必要に応じて、解除の手続きをお願いいたします。</p>

※其他のご不明な点は、下記までお問合せください。

5 高槻市立の各園ではこんな考え方で保育をしています

高槻市立の各園では、子どもたちのよりよい育ちの保障を目指し、「ご家族とともに子どもたちを育てる保育」という基本理念を柱に保育を実施しています。

例えば「就労時間帯と通勤時間帯はどうしてもお迎えにいけない」等、保育の必要性がある限りはご家族に代わり責任を持って子どもたちのために保育を行います。園で子どもたちの様子を見たときに、「今はご家族と一緒に過ごす時間を持ったほうがいいのか？」「園の集団活動で疲れがたまっているかな？」等感じたときは、ご家族とともに保育する者として、お声掛けさせていただく場合がございます。

時間外保育事業を実施していますが、この考え方についてもご理解の程お願いいたします。



【問合せ先】

- 高槻市立保育所・認定こども園 各施設
- 高槻市役所保育幼稚園事業課（TEL:072-674-7692）

